

訪問看護(医療保険)契約書（兼重要事項説明書）

様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

「重要事項説明書」は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成 24 年山梨県条例第 58 号）」第 4 章の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者について

事業者名称	峡南医療センター企業団
代表者氏名	企業長 河野哲夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1 電話 0556-22-3135 ファックス番号 0556-22-3884
法人設立年月日	平成 26 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護
指定年月日 事業所番号	令和 5 年 4 月 1 日 07,9008,5
事業所所在地	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1
連絡先 相談担当者名	電話 0556-22-2121(直) 0556-22-3135(代) ファックス番号 0556-22-2121 (訪問看護ステーション 管理者 今福史香)
事業所の通常の 事業の実施地域	・南巨摩郡富士川町（平林・小室・高下・十谷・鳥屋・柳川は除く） ・西八代郡市川三郷町（下芦川・三帳・高萩・埜・中山・畑熊・旧六郷町は除く） ・南アルプス市（旧甲西町・旧若草町のみ） ・中央市（旧田富町のみ）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	峡南医療センター企業団富士川病院が設置する訪問看護ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努める。 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時00分

(5) 事業所の職員体制

看護師	管理者 今福史香 樋口京子 小林千純	保坂ひろみ 穂坂はるみ
-----	--------------------------	----------------

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
主治医との連携	サービスの提供を開始する際は、主治医の指示を文章で受け、訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
居宅介護支援事業所等との連携	サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業所又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
訪問看護計画の作成	主治医の指示に従い、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。
訪問看護サービスの内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容(サービス例) (1) 病状・心身の状況の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

① 70 歳未満及び 70 歳から 74 歳までの方

健康保険法に基づき、訪問看護に要した費用（基本利用料）の 3 割です。70 歳から 74 歳までの方は（一部の方を除き）2 割になります。

●70 歳以上の方は限度額適用・標準負担額減額認定証及び高齢受給者証をご提示ください。

② 75 歳以上の方

後期高齢医療確保法に基づき、訪問看護に要した費用（基本利用料）の 1 割または 3 割になります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証をご提示下さい。

③ 特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

●「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療助成制度の対象者で「特定医療費受給者証」をお持ちの方については、決定された自己負担上限額をお支払いいただきます。

●他医療機関との調整が必要であるため、毎月自己負担上限額管理票を確認させていただき、自己負担上限額に達するまでの自己負担額をお支払いいただきます。

なお、「高額かつ長期」等の特例該当の確認に使用するため、累計額が 5 万円に達するまでは自己負担上限額管理票に毎月の医療総額を記入させていただきます。

利用料

基本	要件	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師の初日の訪問	利用者に対して主治医の指示のもと看護師が訪問看護を行った場合	1,320 円	2,644 円	3,966 円
看護師の 2 回目以降の訪問（週 3 日まで） （訪問看護管理療養費 1）		855 円	1,710 円	2,565 円
看護師の週 4 日目以降の訪問 （訪問看護管理療養費 1）		955 円	1,910 円	2,865 円
専門研修を受けた看護師の初日の訪問 （訪問看護管理療養費 1）	緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門研修を受けた看護師が、当ステーションの看護師等または当該利用者の在宅療養を担う保健医療機関の看護師等と共同して同一日に訪問看護を行う場合	2,052 円	4,104 円	6,156 円
専門研修を受けた看護師の 2 回目以降の訪問 （訪問看護管理療養費 1）		1,585 円	3,170 円	4,755 円

加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加算	要件	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護情報提供療養費 1	利用者の承諾のもと、市町村に必要な情報を文書にて提供した場合 (月に 1 回)	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	利用者の承諾のもと、義務教育諸学校に必要な情報を文書にて提供した場合 (月に 1 回)	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	利用者の承諾のもと、入院又は入所する保険医療機関に対して診療状況を示す文章を添えて紹介を行う場合 (月に 1 回)	150 円	300 円	450 円
難病等複数回訪問加算 (1 日 2 回)	厚生労働大臣が定める疾病の利用者又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて 1 日に 2 回又は 3 回以上の訪問看護を行った場合	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算 (1 日 3 回以上)		800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示のもと、緊急に訪問を行った場合 (1 日につき)	月 14 日までの訪問		
		265 円	530 円	795 円
		月 15 日以降の訪問		
		200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算 (90 分を超えた場合)	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対して、看護師等が長時間にわたる指定訪問看護を行った場合 (週 1 日限度)	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	利用者の承諾のもと、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な利用者に対して訪問を行った場合	450 円	900 円	1,350 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間 (午後 6 時から午後 10 時までの時間) 早朝 (午前 6 時から午前 8 時までの時間) に訪問看護を行った場合	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	深夜 (午後 10 時から午前 6 時までの時間) に訪問看護を行った場合	420 円	840 円	1,260 円
24 時間対応体制加算	利用者又はその家族等が電話等により看護に関する意見を常時求めることのできる体制であり、かつ緊急訪問看護を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合 (月に 1 回)	680 円	1,360 円	2,040 円

特別管理加算①	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者管理を受けている状態にある利用者、または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者（月に1回）	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算②	血液透析、酸素療法、経管栄養、人工肛門・膀胱、褥瘡、点滴など特別な管理を必要とする利用者（月1回）	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人施設に入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合（実施時に1回）	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算において、厚生労働大臣が定める疾病の利用者について係る費用	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病の利用者に対して、病院・診療所から退院するに当たって、当ステーションの看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合（実施日に1回）	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	在宅で療養を行い通院が困難な利用者について、利用者又はその家族等の承諾のもと、保険医療機関等の医療関係職種間で文書等により共有された診療情報を基に利用者又はその家族等に対して指導を行った場合（月に1回）	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養を行っている利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関等の医療関係職種等が一堂に会しカンファレンスを行い、共同で利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合（月に2回まで）	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を必要とする利用者について看護職員が介護職員に対し、支援した場合	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	専門資格のある看護師が定期的に訪問し計画的な管理を行った場合（月に1回）	250 円	500 円	750 円

訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し計画的な管理を行った場合（月に1回）	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	対象職員の賃金の改善を実施し、利用者の計画的な管理を行った場合（月に1回）	78 円	156 円	234 円
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅又は特別養護老人ホーム等で看取りを行う。	2,500 円	5,000 円	7,500 円
		1,000 円	2,000 円	3,000 円

4 その他の費用について

① 交通費	1 回の訪問に要するガソリン代として、1 キロメートル当たり 50 円を請求いたします。	
② 時間外料金	利用者またはその家族等の求めに応じて時間外に訪問した場合は、1 時間まで 3,000 円、以降 30 分毎に 1,500 円の追加料金があります。	
③ 死後の処置料	10,000 円（税別）	
④ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	前日 17 時以降のご連絡の場合	1 提供当りの料金の 8,500 円を請求いたします。
	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法と支払い方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。 ウ 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替（アプラスのみ） （イ）事業者指定の下記口座へ振り込み（手数料：利用者負担） 山梨中央銀行鵜沢支店 普通 0407988 峡南医療センター富士川病院
--------------------------	--

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 契約期間について

この契約書の契約期間は、令和 年 月 日からとします。訪問中止の指示が出た場合、または利用者から事業者に対して契約終了の申出があった場合に終了となります。

7 利用者の解除権について

利用者は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

8 事業者の解除権について

事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったときは、この契約を解除することができます。また、この契約を解除しようとする場合には、前もって、主治医、居宅介護支援事業者と協議します。

9 契約の終了について

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- ・ ある一定期間利用者が介護保健施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。ただし、再度在宅復帰から2カ月以内に、利用者及びその家族等が事業所によるサービスを希望する場合には、今回の契約を持ってサービス提供を継続することが出来る。
- ・ 利用者が死亡したとき

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医名	
	医療機関名	
	所在地及び連絡先	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 富士川病院併設訪問看護ステーション	所在地	南巨摩郡富士川町鰐沢340-1
	電話	0556-22-2121(直)
		0556-22-3135(代)
	担当	今福

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 主任看護師 今福史香
-------------	----------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止の指針を整備するとともに対策を検討する委員会を開催し、検討結果を職員に周知徹底するとともに虐待防止の研修を定期的実施します。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 感染対策の強化について

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに対策を検討する委員会を開催し、検討結果を職員に周知徹底します。また、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続に向けた取り組みの強化について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続するとともに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じ、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16 個人情報の保護について

(1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(3) また、この個人情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を誓約させています。

(5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、

利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

(6) 利用者の個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ① 利用者へ提供する医療・介護サービス
- ② 医療・介護保険事務
(利用者の管理、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会や回答、損害賠償保険等に係る関係機関への相談及び届出)
- ③ 事業者が提供する医療・介護サービス関連事業
(他の病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅サービス事業者等との連携・照会への回答、利用者の診察等のため外部医師等の意見・助言を求める場合)
- ④ 事業所の管理運営業務
(医療・介護サービスの向上、医療事故等の報告、事業所内で行われる職員及び学生の実習への協力、事例研究等、外部監査機関等への情報提供)

17 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証や受給者証に記載された内容(被保険者資格、有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 訪問看護の指示書は当ステーションから主治医に依頼します。指示期間は最長6カ月で、指示書の更新は主治医の指示期間によります。期限が切れる前に主治医に定期依頼しますので、その都度指示書料をご負担いただきます。
- (3) 主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明しますので、ご確認をいただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

18 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及びその他保険・医療または福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 ステーションからのお願い等

- (1) 訪問看護サービス提供前後及び提供中に感染対策のため手洗いが必要となりますので、洗面所をお借りいたします。
- (2) 訪問時間を設定していますが、道路事情等より多少前後することがありますので、ご承知おき願います。なお、大幅に遅れる等の場合にはご連絡をいたしますのでご理解ください。
- (3) 訪問職員の健康状態等により急遽サービスの提供が出来なくなる事態が発生した場合は、速やかに他の訪問職員を手配いたしますが、突発的な事故や感染症等の発症の場合、訪問できないことがあります。
- (4) 災害時は原則ご家族での対応をお願いします。災害の状況により訪問できないことがあります。
- (5) 駐車場の確保をお願いします。路上駐車はできません。
- (6) 必要物品の準備をお願いすることがあります。また、緊急時に当ステーションが持参した衛生材料を使用した場合、費用をいただく場合があります。
- (7) 病状の急変時の連絡方法

全地域共通	救急要請	119 (局番無)
	初期救急医療センター (受付 18 時～22 時 30 分)	055-273-1122
南アルプス市	南アルプス市消防本部夜間休日当番	055-283-1999
中央市	甲府地区広域行政事務消防本部	055-222-1190
富士川町・市川三郷町・身延町	峡南消防本部	055-272-1919

病状把握、サービス管理体制等のため当事業所にも併せてご連絡ください。

富士川病院併設訪問看護ステーション 0556-22-2121 (直)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項、契約の内容、利用料金等について説明しました。

事業者	所在地	山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢340-1
	事業所名	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
	代表者職・氏名	施設長 渡邊 義孝 印
	事業所名	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
	説明者職・氏名	看護師 印

私は、事業者より前記のとおり重要事項、契約の内容、利用料金等について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書となることについても同意します。
この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者各署名押捺して1通ずつ保有します。

利用者	住	所	
	氏	名	印
	電	話	

署名代行者（または法定代理人）

住	所	
本人との続柄		
氏	名	印
電	話	

家族代表	住	所	
	氏	名	印
	電	話	